

農地の権利異動により組合員を変更される場合は『組合員資格得喪通知書』の届出をお願いします

農地の権利異動により組合員を変更される場合、法務局・農業委員会等の手続きが完了しても愛知川沿岸土地改良区の台帳は変更されません。

愛知川沿岸土地改良区の台帳は『組合員資格得喪通知書』の届出に基づき変更しますので、下記のような場合は必ず届出をお願いします。

- ◎組合員の死亡により、相続される場合
- ◎農地の売買、贈与、交換等により所有権を移転された場合
- ◎農地の貸し借り(利用権等の設定)をされた場合
- ◎農業者年金の受給により経営移譲された場合
- ◎住所を変更された場合

(2018-10)

記入例 組合員の資格得喪通知書
(組合員の資格異動届)

組合員資格に異動が生じたので、土地改良法第43条第1項の規定により下記の通り通知します。

令和 元 年 5 月 1 日

愛知川沿岸土地改良区 理事長 様

現資格者 (現組合員) 〒 527 - 0032 (TEL 0748 - 22 - 1296)

住所 東近江市春日町2番7号
フリガナ エチガワ タロウ

氏名 愛知川 太郎

生年月日 T・S・H 20 年 4 月 1 日

新資格者 (新組合員) 〒 527 - 0032 (TEL 0748 - 22 - 1296)

住所 東近江市春日町2番7号
フリガナ エチガワ ジロウ

氏名 愛知川 二郎

生年月日 T・S・H 50 年 4 月 1 日

1. 資格得喪の対象農地

- 現資格者に賦課されている土地全部
 下記のとおり

市・郡	町・大字	小字	地番	地目		面積 [㎡]
				公簿	現況	
東近江市	春日町	□□□	123	田	田	1,000.00
東近江市	春日町	□□□	456	田	田	2,000.00

※ 土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合については、滞納金も継承する事になります。

2. 資格得喪の原因及びその時期

原因	<input checked="" type="radio"/> 相続 <input type="radio"/> 売買 <input type="radio"/> 贈与 <input type="radio"/> 交換 <input type="radio"/> 使用貸借 <input type="radio"/> 賃貸借 <input type="radio"/> 経営移譲 <input type="radio"/> その他()
登記時期	年 月 日

3. 賦課金納入方法(いずれかを選択)

- 口座振替により納入
 納付書により納入
※口座振替申し込みがお済みで無い方は当改良区にお申し出下さい。

事務局使用欄		
システム入力	確認	口座届

4. 地元役員の確認

上記の通知について確認しました。
愛知川沿岸土地改良区

住所 _____

大字 _____ 総代 氏名 _____

※この通知により取得した個人情報は愛知川沿岸土地改良区個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。

提出日を記入

原因が「相続」の場合、現資格者欄の押印は不要です。

認印は 可
シャチハタは 不可

いずれかを選択してください

該当する原因を○で囲んでください

いずれかを選択してください

対象農地の大字総代に署名押印をもらってください。
※資格得喪の原因が「相続」の場合は不要です

【お問い合わせ先】

愛知川沿岸土地改良区 〒527-0032 滋賀県東近江市春日町2番7号
(TEL)0748-22-1296 受付時間 平日8:30~17:15

※組合員の変更がない場合は通知書の届出は不要です